



夏季死亡災害ゼロ101日運動通信

【運動期間：令和7年6月1日～令和7年9月9日】

令和7年
5月号

I 死亡労働災害が発生しました

令和7年3月下旬に、当署管内の製造業の事業場において死亡労働災害が発生しました。発生状況は次のとおりです。

沈殿槽の周囲に付設する高さ10mにある通路において、手すりに付設したフックに、消防訓練で使用した消防用ホースをかける作業を行っていたところ、墜落し、死亡しました。なお、当該通路には、手すり、中さん及びつま先板が備わっていました。



皆様の事業場でも、同種災害の防止のため、高所におけるリスクアセスメントの実施をお願いします。（設備的なリスク、行動的なリスクなど）

II 熱中症対策に関する改正安衛則について!!

施行日は令和7年6月1日です

今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

見つける

(例)作業員の様子がおかしい…



判断する

(例)医療機関への搬送、救急要請



対処する

(例)救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の

「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」

が事業者に義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や

「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が

その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※ 報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施
手順の作成及び関係作業員への周知

※ パンフレット内で参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※ 作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※ 同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

対象となるのは

「WBGT 28度以上又は気温 31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

官報



パンフレット



5月からは「熱中症クールワークキャンペーン」が開始しますので、こちらの取り組みもお願いします

Ⅲ

活動事例の提供をお願いします 5月1日～7月31日

今年度も安全管理活動と健康管理活動の好事例の募集を開始します。

どの職場においても安全衛生管理活動に取り組まれていることと思われませんが、慣れた環境、慣れた管理活動、同じメンバーなどによる固着観念が邪魔をして、安全衛生管理活動が停滞している職場を多く目にします。そのようなときに他社の事例を目にすると、新鮮であったり意外な気づきを得る可能性がありますので、このことに着目した取り組みです。関係報告用紙はホームページ内に掲載準備中ですので、ご確認の上積極的なご協力をお願いします。今回で3回目（3年目）になりますが、とくに今までご提供したことがない職場からの提供を期待していますので、各職場の安全衛生のご担当の方はよろしくをお願いします。好事例は無いと遠慮せずに気兼ねなく提供をお願いします。他社から見ればそれも参考になります。とくに優秀な事例には表彰も予定しています。



Ⅳ

補助金のご案内

令和7年度 高度安全機械等導入支援補助金事業

車両系建設機械等に取り付ける、高度な安全性能を有する特定の安全装置を購入する中小企業事業者等に対し、補助金を交付します。

Web申請登録期間：令和7年4月10日(木)～令和8年1月30日(金)



対象や補助金額、申請方法などにつきましては、ホームページやパンフレット等からご確認ください。

Ⅴ

労働災害の発生状況（令和7年3月末現在）

令和6年発生分【確定】

◆一関労働基準監督署管内で令和6年に発生した休業4日以上の労働災害による死傷者数（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）は全産業において151人で、前年比で-27人となりましたが、前年は急増した年のため一昨年と同数に戻った結果となりました。長期的にも横ばい傾向が続いています。◆主な業種別では、製造業が41人（前年同期比-2人）、建設業が32人（同+5人）、商業が21人（同±0人）、保健衛生業が17人（同-4人）、運輸交通業が14人（同-1人）などとなっています。◆事故の型別では、「転倒」が40人（同-15人）、「墜落、転落」が32人（同+3人）、「はさまれ、巻き込まれ」が14人（同+2人）、「動作の反動・無理な動作」が14人（同-3人）、「切れ、こすれ」が11人（+6人）、「激突され」が10人（-5人）、「交通事故」が10人（同+5人）などとなっています。◆年代が上がるにつれて被災者も増え、**50代・60代が多くなっています**。（⇒Eiがフルドリがトライへの取組が必要）

令和7年発生分

◆一関労働基準監督署管内で令和7年に発生した休業4日以上の労働災害による死傷者数（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）は全産業において46人で、前年同期比で+24人となりました。◆主な業種別では、製造業が15人（前年同期比+9人）、建設業が6人（同±0人）、運輸交通業が5人（同+2人）、商業が5人（同+4人）、保健衛生業が4人（同-1人）などとなっています。◆事故の型別では、「転倒」が17人（同+10人）、「墜落、転落」が13人（同+7人）、「はさまれ、巻き込まれ」が4人（同+4人）などとなっています。◆今年も年代が高いほど被災者が多い特徴に変化がなく、とくに**60代での発生が最も多い状況となっています**。（⇒Eiがフルドリがトライへの取組が必要）



★労働災害事例（3月末把握分の一部）

◀林業▶ ○事故の型：墜落・転落 ○休業見込み：2ヶ月 ○40代男性（経験年数10年以上）

崖上の伐採作業での補助として、一段下への昇降用の梯子を紐で固定しようと切株の側面に足を踏み出したところ、斜面を滑落し、崖から20m以上真下に墜落した。

◀製造業▶ ○事故の型：墜落・転落 ○休業見込み：1ヶ月 ○40代男性（経験年数20年以上）

トラック荷台上の荷（フレコン）の上で、別の荷の移動作業中に、バランスを崩し地上まで墜落した（高さ2.4m）。

◀建設業▶ ○事故の型：墜落・転落 ○休業見込み：3ヶ月 ○70代男性（経験年数50年以上）

屋根改修工事現場で、外部足場の建地をよじ登り、墜落した。